

告 示

埼玉県告示第五百七十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年六月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県坂戸市大字横沼字北登戸五百六十一番一の一部、五百六十二番一の一部、五百六十二番三の一部、五百六十二番四、五百六十三番一の一部、五百六十四番一の一部、五百六十四番三、五百八十六番五、五百八十六番六、五百八十六番八の一部、五百八十六番九、五百八十六番十、五百八十七番、五百八十八番二、五百八十九番二、五百九十番二、五百九十番三の一部及び五百九十一番二）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図

